

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 22 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 12 月に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続をした。その後、退職後から結婚までの申立期間の国民年金保険料の未納通知があり、遅れて保険料を納付した。その際の領収証は保管している。

社会保険事務所（当時）からの国民年金保険料の納付記録の回答では、時効完成後に納付されているため、還付済みであるとのことだったが、還付金を受け取った記憶は無い。

いつ、どのような方法で還付したか証明されないのであれば、未納期間とされている申立期間の記録を、納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した領収証書により、申立人は、昭和 58 年 12 月 9 日に、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、当該納付時点では、申立期間の国民年金保険料は時効となり、社会保険事務所では収納することができないため、同事務所は納付された保険料を還付する必要があるが、申立人の特殊台帳は保管されておらず、還付整理簿等の還付の事実を確認できる記録も存在しないため、申立人に保険料が還付された事実は認められない。このため、申立人が時効により納付できない申立期間の国民年金保険料を納付し、保険料が還付されることなく長期間国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかであり、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚が決まり、昭和 54 年 10 月に退職し、その月に国民年金の加入
手続をした。その時に市役所の人から、付加保険料を納めておくと年金を受
け取る時に年金額に加算があるとの助言を受け、国民年金に加入した最初の
月から付加保険料を納付してきた。

夫の転勤は急に決まり、転居先の手続に困難をきたすので、結婚以来現在
まで、国民年金保険料及び付加保険料は 1 年分をまとめて納付してきた。

年金の手続のために社会保険事務所（当時）に行った際、1 か月の国民年
金保険料の未納と 2 年間の付加保険料の未納があると聞かされたが、納付し
ているはずなので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 60 年 6 月に A 市から B 県 C 町に転
居しているが、転入した同町の国民年金被保険者名簿では、当該期間の国民年
金保険料は「前任地納付」と記載されている上、当該期間を含む昭和 60 年度
の保険料は完納とされていることが確認できることから、申立人は、当該期間
の保険料について納付していたものと考えられる。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和 59 年 2 月に D 市から A 市、
60 年 6 月に同市から C 町に転居しているところ、A 市及び C 町の国民年金被
保険者名簿には、申立人が付加年金に加入した形跡が見当たらない上、申立人
が所持する C 町発行の「保険料徴収カード」には、昭和 56 年度から 58 年度ま
での分については付加保険料の徴収印が押されているものの、59 年度分及び

60 年度分にはこの印が無いことが確認できることから、申立人は、A 市及び C 町に転居した際、付加年金への加入申出を行わなかったことから、両市町では、当該期間について付加保険料を徴収しなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間②に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月30日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」により、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、「A社は、平成9年8月30日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同年9月1日付けで新たに厚生年金保険の適用事業所に該当している記録となっている。」との回答を得た。

しかし、私が所持する平成9年8月分及び同年9月分の給与支給明細書では、両明細書においてそれぞれ同額の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に申立期間及びその前後の期間において継続して勤務していたことが認められるとともに、申立人が所持する同社に係る平成9年8月分及び同年9月分の給与支給明細書により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出したA社に係る平成9年8月分及び同年9月分の給与支給明細書から、15万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成9年8月30日付けで厚

生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、同年9月1日付けで新たに厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、平成9年9月1日付けで新たに厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったB市所在のA社は、複数の同僚の供述から判断すると、申立期間においても26人の従業員が勤務していたと認められる上、法人登記の記録では、申立期間及びその前後の期間において同社が解散した記録が確認できないことから、C市所在の同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年8月30日時点において、既に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてB市所在のA社は、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成9年8月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のすべての申立期間における標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月30日
② 平成18年8月13日
③ 平成18年12月31日

申立期間において、A社から支給されていた賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、すべての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における申立期間に支給された賞与に係る給与支払明細書により、申立人は、すべての申立期間において、標準賞与額(25万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月15日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月27日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、44年10月から45年8月までは2万6,000円、同年9月から46年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月1日から46年2月27日まで
高等学校を卒業して昭和44年4月にC市に所在するA社B事業場に就職し、46年2月26日に退職した後、D市の実家に帰ったことを記憶している。厚生年金保険の被保険者期間が44年10月1日までの期間と記録されているが、46年2月26日までの期間において勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する退職者名簿、E企業年金基金が保管する企業年金基金の加入記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社B事業場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E企業年金基金が保管する申立人の昭和44年10月及び45年9月の企業年金基金の加入記録から、44年10月から45年8月までは2万6,000円、同年9月から46年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「厚生年金保険の被保険者期間であれば保険料は納付していたと思う。」と回答しているものの、同社が保管する「健康保険厚生年

金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人が勤務したことはないと主張する同社F事業場において昭和44年10月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出がなされていることが確認できる一方、同社B事業場及び同社F事業場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、同年10月1日に同社B事業場に係る被保険者資格を喪失し、同日付けで同社F事業場における被保険者資格を取得した後、当該取得の記録が取り消されたことが確認できるところ、前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人と同日付けで同社F事業場において被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、自身が同日において同社B事業場から同社F事業場に異動したものの、申立人は同社B事業場において勤務を継続していた旨供述していることから判断すると、同社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出に誤りがあった可能性もうかがえるものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失及び取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年5月1日まで

C協同組合からA事業所に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

業務命令により異動したものであり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所からの回答並びに当時のC協同組合の専務理事及び同僚の供述から判断すると、申立人がC協同組合及びA事業所に継続して勤務し（C協同組合からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録において、申立人と同一時期にD県のC協同組合とは別の協同組合からA事業所に異動したとする複数の同僚は、いずれも平成元年4月1日付けでA事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業における平成元年5月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は、「当時の関連資料が無く分からない。」と回答しているもの

の、申立事業所における雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和20年4月10日から同年11月21日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（法人登記上の当時の正式名称は、C社B事業所。現在は、D社B事業所）における資格取得日を昭和20年4月10日、資格喪失日を同年11月21日とし、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和20年4月ごろから21年9月9日まで
② 昭和22年6月17日から24年8月ごろまで

A社B事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D社B事業所が保管する人事記録により、申立人が申立期間①のうちの昭和20年4月10日から同年11月20日までの期間において、A社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、D社B事業所は、申立人は当該期間において正社員として記録されており、給与から厚生年金保険料を控除していたと推定できると回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和20年4月の人事記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「人事記録において正社員として登録している以上、給与から厚生年金保険料を控除し、同保険料を社会保険事務所（当時）にも納付した。」と回答しているが、これを確認できる資料等は

保管されておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうちの昭和 20 年 11 月 21 日から 21 年 9 月 9 日までの期間については、前述の人事記録から、当該期間に係る申立人の在籍は確認できず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、及び A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、A 社 B 事業所に勤務していたと供述している申立人の実兄についても、申立人の離職日と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、D 社 B 事業所では、「申立人が A 社 B 事業所に勤務していたと確認できる期間は昭和 20 年 4 月 10 日から同年 11 月 20 日までの期間及び 21 年 9 月 9 日から 22 年 6 月 17 日までの期間であり、当該期間以外の期間において申立人が勤務していた事実を確認できない。当社が保管する人事記録において、退職日は同日であることが確認でき、記録されている退職理由から考えて、申立人が同日以降も勤務していたとは考え難い。」と回答している上、当該退職日に係る記録は、申立人の実兄が回答する申立人の勤務期間の終期に係る記憶とおおむね符合する。

また、前述の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び被保険者名簿において、昭和 21 年 9 月 9 日から 22 年 6 月 17 日までの期間に係る、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、申立期間②における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から同年4月1日まで

昭和48年3月1日に勤務していたB社がA社に吸収合併されたが、勤務形態等に変更は無く継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した「経歴書」、「厚生年金被保険者台帳」及びA健康保険組合が提出した健康保険資格証明書などから判断すると、申立人がB社及び同社を吸収合併したA社に継続して勤務し(昭和48年3月1日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和49年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、D社からA社C営業所へ移籍した時期に係る被保険者記録が無いとの回答を得たが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述などから判断すると、申立人がD社及び同社の関連事業所であるA社に継続して勤務し（昭和49年6月30日にD社からA社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る昭和49年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当時の人事記録は保管しておらず、詳細については不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 19 日

A 社（現在は、B 社）から申立期間に係る賞与が支払われ、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した賞与に係る賃金台帳から、申立人は、平成 18 年 12 月 19 日に支給された賞与から 60 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 25 日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 19 日

A 社（現在は、B 社）から申立期間に係る賞与が支払われ、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した賞与に係る賃金台帳から、申立人は、平成 18 年 12 月 19 日に支給された賞与から 26 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 25 日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年3月まで
私の国民年金については、母がA市B区役所において加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月にA市C区で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付によって納付することは可能であるが、申立人の母親が申立期間の保険料を一括して納付したとの供述は無い上、特殊台帳、オンライン記録及びA市C区の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の保険料が特例納付及び過年度納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、申立期間における保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 51 年 2 月まで

私は、20 歳当時会社勤めをしていたが、数年後に結婚退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、国民年金に加入することが気になっていた。

結婚した当初は義母と同居していたので、家事のことを任せて自分は再就職を考えていたが、失業保険を受給している間に妊娠していたことがわかり再就職はできなかった。昭和 50 年*月に長女を出産したが、その後は育児に専念した。

昭和 51 年 3 月ごろ、納税組合が国民年金の保険料を集金していることを知ったので、早速役場に国民年金の加入手続に行った。未納となっていた保険料については、失業給付金、出産共済金によってまとめて役場で納付した。その後の保険料は、納税組合へ加入手続を行い納付していた。

申立期間について、国民年金の保険料を納付したのは間違い無いので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、申立人は同年同月に初めて国民年金被保険者資格を任意取得していることが確認されることから、その時点で申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料をまとめて

納付したとしているが、納付方法、納付場所及び納付金額に係る記憶は定かでないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から50年3月まで

昭和46年*月に結婚して、A市B区から首都圏のC区に住所を異動した。C区役所で転入手続をしたときに、国民健康保険と国民年金はセットなので両方加入するよう言われ、保険料も両方納めてきたはずなのに、国民年金は5か月分しか納めていないようになっている。

また、昭和48年8月にA市B区に戻ってから、国民健康保険と国民年金の保険料を両方納めてきた。

首都圏での国民年金保険料の納付方法については記憶に無いが、A市では自宅への集金により納付していた。調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月ごろに首都圏のC区で払い出されており、その際の申立人の住所が記載されているとともに、同払出簿の備考欄には、申立人の住所が46年ごろから48年ごろにかけて不明なため、国民年金保険料の徴収ができなかったことを示す「48不在」の記載がみられる。

また、申立人は、A市B区から首都圏のC区に転入した数か月後に同区内で再転居した記憶があるとしていること、及び現在のA市の住民票には旧住所地として「首都圏のC区E*丁目*番」が記載されていることから、C区国民年金主管課では、申立期間当初の昭和46年10月ごろから48年8月までは申立人の住所が不明のため国民年金保険料の納付書を送付することができず、その結果、申立人は、保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、昭和51年3月にA市B区において、申立人に対し、国民年金手帳

記号番号が新たに払い出されていることが推認できるところ、申立人は、同市同区では集金嘱託員による個別徴収によって国民年金保険料を納付していたと供述していること、及び集金嘱託員は現年度保険料のみを集金することから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点において現年度保険料となる50年4月までさかのぼって保険料を納付したものの、それ以前の保険料については過年度保険料となるため、納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 54 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 58 年 9 月から平成 8 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 54 年 8 月まで
② 昭和 58 年 9 月から平成 8 年 6 月まで

申立期間①については、昭和 52 年 9 月に会社を退職後、A 町役場（現在は、B 市）の担当者から国民健康保険の保険料を納めるように指摘を受けたことで、口論となったが、国民健康保険と国民年金がセットになっていると言われ、国民年金保険料を納付するようになったので、国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②は、病気や、その他の理由で納付することが難しかったので、国民年金保険料の免除を申請しているはずだから、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 3 月に C 町で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当時納付していたと主張する国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違している。

また、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和 58 年 9 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認されることから、当該期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和 60 年 11 月 19 日付けで、国民年金保険料の納付や納付書の送付を拒否し、無年金者となっても構わない

とする旨の「国民年金保険料納付拒否申出書」を署名捺印の上、C町長あてに提出していることが確認できる。

加えて、オンライン記録、C町の国民年金被保険者名簿及び同町の国民年金納付記録カードのいずれにおいても、申立人及びその妻共に当該期間は未納とされ、免除されていた事跡は見当たらないとともに、申立人は、免除申請を毎年行ったとしているが、13年間にわたり行政側のミスが継続するとは考え難いことなど、当該期間については、免除申請も行われなかったものとするのが自然である。

その上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたこと、及び申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付及び免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2079 (事案 1737 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 4 年 7 月までの期間及び 11 年 2 月から 13 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月から平成 4 年 7 月まで
② 平成 11 年 2 月から 13 年 9 月まで

昭和 58 年 4 月、公務員を退職時に国民年金への加入を指導され、国民年金の加入手続を行って、1 年ほどさかのぼった 57 年 5 月から平成 17 年までの期間について他の年金加入期間を除く期間の国民年金保険料は、遅れながらも納付してきたが、当該期間の納付記録が無かったため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、一部の期間（平成 10 年 8 月から 11 年 1 月までの期間及び 13 年 10 月から同年 12 月までの期間）の国民年金保険料を納付したことについては記録の訂正が認められたものの、そのほかの期間については、一部期間は国民年金手帳記号番号の払出前の期間であり、未加入のため納付できない期間であること、その他の期間については、納付したとする期間が特定できないことや厚生年金保険からの切替手続を行っていなかったと考えられるなどの理由で記録の訂正が認められなかった。

その後、当時の同僚や妻と話し合った結果、納付方法等の記憶が鮮明になってきたので、当初の申立期間のうち、納付できなかったと考えられる一部期間を除いた期間については国民年金保険料を納付しているはずであり、再度、申立内容を調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に公務員を退職直後に国民年金に加入し、1 年ほどさかのぼって国民年金保険料を納付し、以後、他の年金加入期間以外の、57 年 5 月から 59 年 7 月までの期間、同年 10 月から 60 年 6 月までの期間、62 年

12月から平成6年5月までの期間、同年8月から13年12月までの期間及び14年8月から17年4月までの期間の国民年金保険料を納付したと主張して当委員会に記録の訂正を求めたが、申立期間のうち、平成10年8月から11年1月までの期間及び13年10月から同年12月までの期間を除く期間について、
i) 昭和57年5月から60年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(昭和63年4月)において、当該期間は未加入の期間であること、ii) 昭和62年12月から平成10年7月までの期間については、一部期間(平成6年8月から10年7月まで)を納付したとする時点(平成12年9月)において、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、11年2月から13年9月までの期間については、国民年金保険料の納付期間及び納付状況について特定できず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も無いこと、iii) 14年8月から17年4月までの期間については、国民年金保険料の納付又は免除申請を行ったことをうかがわせる事情が見当たらず、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったと考えられることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月9日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を昭和62年12月から平成4年7月までの期間(申立期間①)及び11年2月から13年9月までの期間(申立期間②)に限定し、再申立てを行っており、i) 申立期間①については、申立人は、当時の同僚と話す機会があり、当該同僚が、申立人が国民年金保険料を納付していたことを記憶していると主張していること、ii) 申立期間②については、申立人は、当該期間の一部の期間のことを知る婚約中の妻が国民年金保険料の領収書を保管していたことや、積立貯金の中から保険料を用意して納付していたことを記憶し、また、申立人の妻が申立人及び自身の国民年金保険料を一緒に納付していたと記憶していたことを申立人の妻と確認したことなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとの申立人の記憶の内容がより具体的になったので、再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい、として再申立てを行っている。

しかしながら、申立人及びその妻は、申立期間①及び②に国民年金保険料を納付した記憶があると主張するのみで、申立人の妻が保管しているとする領収書や保険料を納付していたことを示すとする積立貯金証書等の資料の提出は無い上、当該口座の確認も取れず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを記憶しているとする上記同僚と連絡が取れないため供述が得られないことから、申立人の国民年金保険料の納付状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月

「ねんきん特別便」で国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納の記録となっている。

平成9年7月末に税理士事務所を退職したので、A市役所に年金手帳を持参し、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、基礎年金番号により国民年金の再加入手続を行うところ、A市において基礎年金番号による国民年金への再加入手続を行った形跡は見当たらない上、年金手帳及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年ごろにB市において払い出されたものと推認されるが、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が基礎年金番号に統合されたのは13年5月であることが確認できることから、申立期間である9年7月時点では、国民年金の再加入手続は行われず、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に係る国民年金被保険者記録は、A市に合併（平成18年3月*日）前のC町（現在は、A市）で使用されていた書式及び記号で記録されていることが確認できることから、申立人は、転入後のC町において、平成13年5月に国民年金の再加入の手続を行ったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が明確でなく、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年9月までの期間及び63年11月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年8月から45年9月まで
② 昭和63年11月から平成元年3月まで

申立期間①については、父の看病のため、それまで勤めていた会社を退職したことから、自分でA町（現在は、B市）役場に出向いて、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、退職金を使って、その場で納付した。父の介護で忙しく、町役場に行く時間がなかなかとれなかったため、年度末までの保険料全額を一括で納付したかったが、同町役場の担当職員からは、3か月分ほどの保険料しか納付させてもらえなかった。

申立期間②については、それまで勤務していた病院を退職し、別の病院へ就職するまでの期間で、国民年金の加入期間に空白が生じないように、C市役所で加入手続を行った。この時も、退職金を国民年金保険料の納付に充てたと思う。

申立期間については、国民年金保険料を納付しているはずなので、調べて納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から見て、A町において申立期間直後の昭和45年10月ごろ払い出されたものと推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳及びC市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和45年10月1日に国民年金被保険者資格を取得してい

ることが確認でき、申立期間①は国民年金に未加入とされていることから、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、上記の被保険者台帳及び被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 55 年 12 月 18 日に喪失された記録が確認でき、以後、申立期間②において、申立人が国民年金被保険者資格を再取得したこと、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間②は、国民年金に未加入とされていることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したと記憶する金額は、当該期間の国民年金保険料を納付するのに必要な額と大きく相違するほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月30日から27年4月1日まで
② 昭和30年3月1日から32年9月1日まで
③ 昭和32年10月6日から33年6月1日まで

約60年前のことなので記憶は鮮明ではない部分もあるが、すべての申立期間については継続して勤務しており、休職した記憶は無い。

申立期間①については、A社において、午後から深夜までの時間帯において機械操作等の業務に従事していた。

申立期間②及び③については、B社に昭和30年3月1日から勤務し、毎日午後から深夜までの時間帯に、運転手としての業務に従事しており、当該期間中に会社の同僚と写った写真も所持しているため、当該期間において勤務していたことは間違いない。

申立事業所で勤務していた時の同僚の名前も記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する人事記録により、昭和26年12月26日から27年7月16日までの期間において、同社の在職記録が確認できること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立期間①のうち、少なくとも26年12月26日から27年4月1日までの期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、「当社が提出したもの以外の申立人に係る人事記録等の資料は残っておらず、当社保管の社会保険台帳にも申立人に係

る記載が無いので、申立内容は確認できない。申立期間①当時の資料によると、他の従業員についても申立人と同様の人事記録となっている者が散見されるため、当時は従業員の入れ替わりが激しかったようである。」と回答している。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚についても、申立人と同様に申立期間①の全部又は一部に被保険者記録が確認できない者が多数散見される。

さらに、前述の同僚のうち、連絡が取れた者は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人の厚生年金保険の加入状況については分からないが、私の厚生年金保険の被保険者記録は間違っていない。」と供述しており、このほか、申立人が名前を挙げた同僚で、前述の被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致している。

2 申立期間②及び③については、申立人が所持している昭和 30 年 5 月及び 33 年 4 月に B 社の車庫前において同僚と写ったとする写真、勤務内容に係る具体的な申立人の供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持している写真に写っている同僚は、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、申立期間②及び③において厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、当該同僚は「私の厚生年金保険の被保険者記録は間違っていない。」と供述していることから判断すると、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことを推認できない。

また、申立期間②については、適用事業所名簿によれば、申立事業所は昭和 32 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなり、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と

供述しており、当時勤務していたとする従業員は、「社会保険事務は、事業主の妻がすべて取り仕切っていたため詳細については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及び前述の被保険者名簿に名前のある同僚のうち、申立期間②及び③の全部又は一部に厚生年金保険の被保険者記録が無い者が多数確認できる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人は、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 32 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 6 日に同資格を喪失した後、33 年 6 月 1 日に同資格を再度取得した記録となっており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立事業所については、法人登記の記録も確認できず、当時の事業主及び社会保険事務を担当していたとする事業主の妻は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 10 日から 50 年 2 月 1 日まで

A 学校に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

同学校に勤務するに当たり、社会保険関係の手続は、同学校にすべて依頼し、保管していた厚生年金保険被保険者証も同学校に提出した。

申立期間当時の給与については、健康保険料及び厚生年金保険料を控除された手取り額が、約 11 万円から 12 万円であった。

当時の給与明細書は、残っていないが、保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 学校の経営主体である B 学園に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間のうち昭和 49 年 1 月 20 日から 50 年 2 月 1 日までの期間における申立人の健康保険の被保険者記録が確認できる上、前述の被保険者名簿で健康保険の被保険者記録が確認できる同僚も申立人が申立事業所に勤務していたことを供述していることから判断すると、申立人が、申立期間のうち 49 年 1 月 20 日から 50 年 2 月 1 日までの期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 学園に照会したところ、同学園は、「当時のことを承知している者がおらず、詳細は不明であるが、申立期間当時、当学園は財政上の理由から、健康保険のみに加入していたと伝え聞いている。したがって、厚生年金保険料は、申立人の給与から控除していなかったはずである。」と回答しているところ、適用事業所名簿により、A 学校は、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B 学園は、63 年 4 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることから、申立期間当時、A学校及びB学園は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により確認できる同僚のすべては、申立期間において健康保険のみの被保険者記録となっている上、オンライン記録により基礎年金番号が判明した12人は、いずれもB学園が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和63年4月1日に連番で厚生年金保険被保険者記号番号が付与されていることが確認できる。

さらに、前述の同僚のうち唯一連絡が取れた者は、「B学園は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、私の厚生年金保険の被保険者記録にも誤りは無い。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 22 日から 40 年 3 月 23 日まで
私が勤務したA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 40 年 3 月 23 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 20 人（申立人を除く。）について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 14 人は脱退手当金の支給記録があり、資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされ、いずれも請求手続の時期は、退職後間もないころとなっていることが確認できるほか、申立期間当時、A社に勤務していた同僚で社会保険事務を担当していた者は、「私は、申立期間当時、A社本社で庶務係として勤務し、厚生年金保険の資格得喪届や脱退手当金に関する書類作成及び請求手続等を担当しており、申立人の脱退手当金に係る手続を行ったことを記憶している。当時、会社では、退職者に対して脱退手当金に関する簡単な説明を行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の前述の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不

自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月 8 日から 60 年 1 月 31 日まで
② 昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 1 月 27 日まで
③ 昭和 61 年 5 月 21 日から 63 年 1 月 22 日まで
④ 昭和 63 年 5 月 6 日から 64 年 1 月 1 日まで
⑤ 平成元年 5 月 10 日から 2 年 1 月 1 日まで
⑥ 平成 2 年 5 月 1 日から 3 年 1 月 1 日まで
⑦ 平成 3 年 5 月 1 日から 4 年 1 月 1 日まで
⑧ 平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 1 月 11 日まで
⑨ 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 1 月 1 日まで
⑩ 平成 6 年 5 月 16 日から 7 年 1 月 1 日まで
⑪ 平成 7 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑫ 平成 7 年 6 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで
⑬ 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

申立期間において、当時、船舶所有者の A（申立期間①から⑩までの期間）及び B 社（申立期間⑫及び⑬）に雇用され、船の乗組員として毎月平均して 30 万円を超える額の給与を支給されていた。

社会保険事務所（当時）に船員保険の被保険者記録を照会したところ、すべての申立期間において、給与支給額に比べて標準報酬月額が低く記録されていたので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、平均して 30 万円を超える月額給与を支給されていたので、その主張する給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨申し立てているが、事業主から委任を受けて社会保険事務所への届出事務等を代行していたとする C 協同組合が提出した、船舶所有者の A 及び B 社におけ

る申立期間に係る「船員保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、及び申立期間のうち昭和 60 年 1 月 31 日及び平成 5 年 1 月 11 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を除く「船員保険被保険者資格喪失確認通知書」から確認又は推認できる申立人の標準報酬月額、申立期間においてオンライン記録どおりの額で社会保険事務所に届け出られていることが確認できる上、同協同組合では、「申立期間当時は、船員保険の被保険者に係る標準報酬月額の算定については所定の方法で行い、従業員一律の額を標準報酬月額として社会保険事務所に届け出ていた。」と回答しているところ、同協同組合が提出した、昭和 59 年 12 月 12 日提出分の船員保険被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）によれば、「報酬月額を決定し、または変更する日の前 1 年間に於いて同一要素の操業に従事したとき支給した 1 人歩歩合金」を基準として算定し、当該算定時に、船員保険の被保険者 25 人について、一律に 15 万円の標準報酬月額で届け出ていることが確認できるとともに、船舶所有者の A 及び B 社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人及び申立人以外の船員保険の被保険者に係る標準報酬月額は、時期により推移してはいるものの、申立期間において、算定期間ごとに同額で届け出られていることが確認できる。

また、B 社に照会したところ、同社から「船員保険事務については、C 協同組合に委託しており、詳細は不明であるが、当時は、従業員一律の標準報酬月額を届け出ていたはずであり、各従業員の給与から同額の船員保険料を控除していた。」との回答を得ている上、前述の被保険者名簿で確認できる同僚の一人が、「当時は、標準報酬月額が従業員一律の額で届け出られており、事業所が届け出た標準報酬月額に見合う船員保険料が給与から控除されていたと思う。」と供述しているほか、申立人も「従業員一律の標準報酬月額で届け出られていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額について、前述の両被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、両被保険者名簿において、申立期間の標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

加えて、事業主は、申立期間に係る賃金台帳等の関連資料を保存していない上、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 18 日から 40 年 3 月 25 日まで
② 昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

申立期間①についてはA病院（現在は、B病院）、及び申立期間②についてはC病院（現在は、D病院）の厚生年金保険の被保険者期間であるが、C病院を退職後に、すべての被保険者期間について脱退手当金が支給済みとされている。

私は、脱退手当金の制度については全く知らず、C病院を退職した際も脱退手当金の請求手続をした記憶も無く、同病院から受給に関する説明を受けた憶え^{おぼ}も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給決定される以前に申立人が勤務していた異なる2か所の事業所における厚生年金保険の被保険者期間について支給の対象となっている上、2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている。

また、申立人のC病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、C病院に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。
申立期間は、A市教育委員会（現在は、B市教育委員会）に嘱託職員として採用され、A市立C小学校で事務担当として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び申立期間当時にA市立C小学校に勤務していたとする教師が、申立人が同小学校で事務担当として勤務していたと供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてA市教育委員会に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、平成5年7月1日であることが確認できる上、事業主は、「嘱託及び臨時職員については社会保険に加入させていなかったが、平成7年に国の指導を受け、厚生年金保険に加入させることになり、以前から勤務していた職員については2年間さかのぼって5年7月1日から厚生年金保険に加入させた。」と回答していることから判断すると、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが推認できる。

また、申立事業所は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料を保存しておらず、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 15 日から 43 年 1 月 9 日まで
② 昭和 44 年 10 月 11 日から 45 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 5 月 4 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①は、勤務していた事業所に係る記憶は明確ではないが、A社又はB社のいずれかの事業所において、申立期間②は、A社において、申立期間③は、勤務していた事業所に係る記憶は明確ではないが、A社又はC公団（現在は、Dセンター）のいずれかの事業所において勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間において、事業所で継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、A社に勤務していたとする同社の元事業主が証明した在職証明書を所持しているが、当該事業主は、「在職証明書については、申立人の要請に基づき作成したものであり、人事記録等に基づき作成したものではない。また、これらの期間における厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答していることから、当該在職証明書において、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことを確認することができない。

2 申立期間①については、申立人は、A社又はB社のいずれかの事業所で勤務していたと申し立てており、申立期間①当時、勤務していた事業所名に係る申立人の記憶は明確ではないものの、申立期間①を含む昭和 40 年 9 月 2 日から 42 年 1 月 10 日までの期間において、事業所名は不明であるが雇用

保険の被保険者記録が確認できること、及び申立人が名前を挙げる同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①のうち少なくとも40年9月15日から42年1月10日までの期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和40年9月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月15日に同資格を喪失していることが確認できる上、上記被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、健康保険被保険者証を回収した旨の記録が確認できる。

また、適用事業所名簿において、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、前述の同僚からも申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができず、申立期間①における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、B社の当時の事業主は、同社のほかにE社及びF社の事業主でもあったことが確認できるところ、適用事業所名簿において、F社は申立期間後の昭和49年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当している上、E社及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前を確認することはできない。

3 申立期間②については、A社の元事業主は、「申立人は申立期間②及びその前後の期間を通じて勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している一方、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、申立人を知っているとする一人は、「申立人は重機の運転手であったが、この職種の人は一たび退職した後、業務で必要となれば、再度雇用されるということがあったので、申立人の場合も同じような形態ではなかったかと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間②当時、A社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、申立期間②の前後の期間は、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録があり、同社に継続して勤務していたと申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、昭和43年1月9日に雇用保険被保険者の資格を取得し、44年10月10日に離職した後、45年7月1日に同被保険者資格を再度取得し、46年5月3日に離職していることが確認でき、これらの記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、上記の同僚以外の同僚はいずれも申立人を承知していないと

供述しているとともに、前述の被保険者名簿において、申立人が昭和 44 年 10 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、健康保険被保険者証を回収した旨の記録が確認できる。

加えて、適用事業所名簿において、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

- 4 申立期間③については、申立人は、A社又はC公団のいずれかの事業所で勤務していたと申し立てており、申立期間③において勤務していたとする事業所名に係る記憶が明確ではない。

また、申立期間③について、A社及びC公団のいずれの事業所においても申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、C公団に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は昭和 46 年 11 月以降からC公団に勤務していたのではないかと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間③当時、A社及びC公団に勤務していたことを推認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人は昭和 46 年 5 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できるとともに、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、健康保険被保険者証を回収した旨の記録も確認できる。

加えて、DセンターG局では、「当時の人事記録等の資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 5 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

A店（現在は、B店）がC社D店内に出店していた店舗の店長として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月から 47 年 4 月までの期間において、A店に継続して勤務していたと申し立てているものの、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、46 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 9 月 1 日に被保険者資格を再度取得していること、同年 3 月 16 日に被保険者資格を喪失したことに伴い、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」が押印されている上、同日以前の期間において付与されていた健康保険の整理番号と同年 9 月 1 日に被保険者資格を再度取得した時に付与された健康保険の整理番号が異なっていることから判断すると、被保険者資格を再度取得した同日において新たに健康保険被保険者証が交付されたことが推認できる。

また、B店の事業主は、「当時の事業主（父）は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、入社日や退社日については人事記録等が無く分からないと言っている。根拠となる資料が無いことから申立期間において厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同僚及び前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から聴取しても、それぞれ「申立人が申立事業所に勤務していたことは記憶しているが、具体的な勤務期間は分からない。」と供述しているこ

とから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月ごろから 54 年 7 月ごろまで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿においても、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、事業主は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当したことはなく、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したこともないと回答している。

また、申立人が名前を挙げる同僚は既に死亡しており供述を得ることができないが、オンライン記録によれば、当該同僚は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する勤務内容及び同僚の名前等が、申立人が名前を挙げたA社における同僚の供述と符合することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社については、適用事業所名簿によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、上記の同僚は、当該同僚の実兄とともに、申立事業所が開設した時期から閉鎖に至る時期までの期間において勤務していたと供述しているものの、当該同僚及び当該同僚の実兄について、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、上記の同僚は、「申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたかどうか断言できない。」と供述している上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立期間後の期間について、申立事業所とは別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、申立期間における被保険者記録は確認できない。

加えて、A社については、法人登記簿の記録も確認できず、上記の同僚によれば、当時の事業主は既に死亡しているため、当時の事情を聴取することができず、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料

控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 17 日から同年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社及びC社）の親会社であったD社所有のE丸を下船し、通信士教育を受講した後、A社所有のF丸に乗船したが、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。昭和 40 年 11 月 1 日にA社に入社し、通信士教育を受講していた申立期間を含め、A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳では、D社所有のE丸に係る雇止日は昭和 43 年 1 月 5 日、A社所有のF丸に係る雇入日は同年 10 月 16 日と記載されており、雇止めから雇入れまでの期間は約 9 か月であることが確認できる。

また、B社及びC社では、「申立事業所の社会保険に係る関連資料は引き継いでいないため、申立内容を確認できない。」と回答している上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚 6 人のうち 3 人は、それぞれ、「申立期間当時は、新造船が次々に出てきた時代で、有給休暇を会社が買い上げてまで、船員を乗船させていたので、何か月も出勤待機することはほとんど無く、下船から次の乗船までの期間が 1 か月未満だったこともあったと記憶している。」、「当時、申立事業所は忙しく、下船から次の乗船までの期間は約 1 か月間であったと思う。」、「申立人が申立事業所に勤務していたことは記憶しているが、当時、下船から次の乗船までの期間は長くても約 3 か月間であった。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができ

ない。

さらに、申立人は、申立期間において通信士教育を受講していた旨申し立てているところ、前述の同僚6人のうち2人は、「申立人の名前は記憶しているが、申立人の船員保険の加入状況については分からない。当時、通信士の教育期間についての船員保険の取扱いは、会社との話し合いで決められ、当該期間において船員保険に加入していない者もいたと思われる。」、うち一人は、「申立人の名前は記憶しているが、申立人の船員保険の加入状況については分からない。当時、通信士教育の受講者はいったん退職し、教育期間修了後に再度雇用する取扱いだったものと思われる。」と供述している。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人は、昭和43年1月17日に船員保険被保険者の資格を喪失し、同年9月1日に同資格を再度取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、船員保険被保険者の資格を喪失した際に、船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証を返納している記録が確認できる。

また、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、D社に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できず、申立事業所及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。工業高等学校を卒業後、技術者として最初に入社したのが申立事業所であり、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る具体的な申立人の供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。当時の厚生年金保険の加入に係る具体的な取扱いについては分からないが、当時、業界では入社に際しては試用期間が設けられており、弊社においても、現場従業員については相当期間が経過した後厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。当時、高等学校の新卒者を含めて試用期間が設けられており、従業員によって試用期間は一律ではないが、1年間くらいあることもあった。試用期間においては厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと記憶している。試用期間については、会社側が、採用した従業員を継続して雇用するか否かの判断を行うためのものであったため、採用時に、その期間を本人に説明することは無かったと記憶して

いる。なお、現場従業員で正社員にならないまま退職した者や厚生年金保険の加入を希望しない者もいたと記憶している。」、「申立人が高等学校を卒業後、申立事業所に入社し、現場従業員として勤務していた記憶はある。当時の厚生年金保険の加入状況については分からないが、試用期間が設けられていた。」、「申立人が勤務していた記憶はある。当時、入社後に臨時雇用の期間があり、当該期間においては厚生年金保険には加入しておらず、現場従業員については、臨時雇用の期間が経過した後も、厚生年金保険の加入手続きが遅れることがあったと記憶している。」、「当時の厚生年金保険の加入状況については分からないが、私の場合、申立事業所に入社してから相当期間を経過した後に厚生年金保険に加入している。」と供述しているほか、申立人及び当時の同僚は、当時、高等学校の新卒者が2人から3人は入社していたと供述しているところ、当該被保険者名簿では、昭和32年4月に被保険者資格を取得している者を確認することができないことから判断すると、当時、申立事業所では、新卒者を含む従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 11 月 25 日まで

A社において鉄道関係工事に従事していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録が、昭和 47 年 10 月 2 日から 48 年 1 月 5 日までの期間、及び同年 2 月 14 日から 49 年 9 月 17 日までの期間において確認できることから判断すると、当該期間において、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。当時の厚生年金保険の加入状況については分からないが、失業保険は、工事期間ごとに加入させていたと思われる。」と回答している。

また、申立人が提出したA社B作業所の任命書に、同社B作業所長として「C」の名前が確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、同人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、A社B作業所において、D建設の社長であったCとともに勤務していた。申立人に係る記憶は無いが、当時、正社員はE国民健康保険組合の第1種組合員とされ、厚生年金保険に加入していたが、現地採用者は第2種組合員とされ、厚生年金保険には加入していなかった。失業保険については第1種組合員及び第2種組合員ともに加入していた。」と供述していることから判断する

と、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2519（事案 1337 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月10日から62年9月7日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、給与明細書が無い等の理由で申立てが認められなかった。

社会保険完備の記載がある職員募集の求人広告を見て応募したのは間違いなく、B新聞やC新聞を調べたが、両紙とも当該求人広告は見当たらないことから、当該求人広告の掲載はD新聞以外に考えられないが、当時の当該新聞が無く、確認できない。

同僚のE氏は、A社の給与明細書を保管していたため、同氏の厚生年金保険記録が認められたそうであるが、給与明細書が無いことを理由として、私の申立期間に係る申立てが認められないのは納得できない。

再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 事業主は、「申立期間当時の関連資料は無く、申立てどおりに厚生年金保険被保険者資格の取得の届出を行ったかどうかは不明である。」と回答しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の被保険者記録は確認できないこと、ii) 前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、

当時、事業主は、すべての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていなかった可能性もうかがえること、iii) 申立人が申立事業所への就職応募のきっかけとして、「新聞の申立事業所の求人広告に社会保険完備との記載があった。」ことを主張しているところ、申立事業所の求人広告を掲載した新聞記事は確認できるが、同記事には社会保険に関する記載は見当たらないこと、iv) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が同僚として名前を挙げている者が、「A社において、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、保管していた給与明細書により被保険者記録が認められたそうである。」と供述し、自身の申立てが認められないのは納得できないとして再申立てを行っているところ、当該同僚に照会したところ、当該同僚から、「確かに申立事業所を退職する際に、給与明細書を保管していたため、被保険者記録の訂正が認められたことはあったが、この記録の訂正は厚生年金保険の被保険者記録ではなく、雇用保険の被保険者記録であったと思う。」との供述が得られる上、前述の被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が訂正された形跡はうかがえない。

また、申立人が新たに挙げたD新聞において当該求人広告を掲載した記事についても確認できなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月ごろから26年2月4日まで
② 昭和26年5月12日から同年9月1日まで
③ 昭和27年8月10日から28年1月ごろまで
④ 昭和28年2月ごろから34年4月1日まで

申立期間①、②及び③については、A市（現在は、B市C区）に所在していたD社で勤務していた。

申立期間④については、E社（現在は、F社）で勤務していた。

両事業所とも正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間に勤務していたと申し立てているD社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、管轄法務局は、「該当する法人登記簿は見当たらない。」と回答していることから、申立事業所を特定することができない。

また、申立人の供述から判断すると、申立事業所の名称と類似し、申立事業所である可能性がうかがえるG社（現在は、H社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間当時、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、前述のG社に係る被保険者名簿により当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員はいずれも、申立人を知らない

と供述しており、申立人は、当時の事業主及び同僚等の名前を記憶していないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 2 申立期間④について、適用事業所名簿によると、E社は、昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったことが確認でき、当該期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、申立人は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所が適用事業所に該当することとなった日と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、唯一連絡の取れた同僚からは、供述を得ることができず、申立事業所及び当時事業主であった者に照会したものの、いずれも照会文書があて先不明で返戻されたことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。